

機械器具 09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
汎用 X 線診断装置用非電動式患者台 40654000
一般医療機器・特定保守管理医療機器・設置管理医療機器

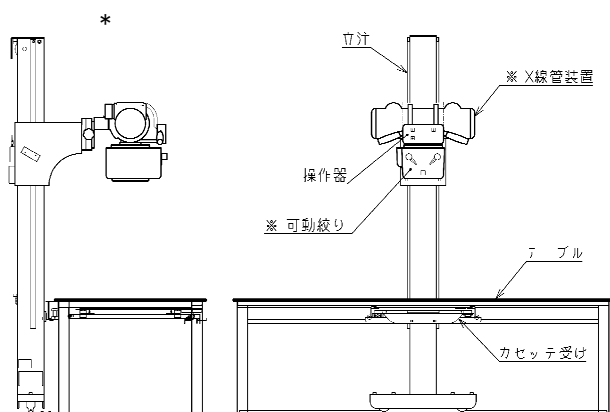
X 線撮影台 YTS-1

**【形状・構造及び原理等】

1) 構成

本装置は以下のユニットにより構成される。

- (1) 立柱
- (2) 操作器
- (3) テーブル
- (4) カセット受け



※印（X 線管装置、可動絞リ）は本装置に含まれません。

オプション

- (5) 管球左右動
- (6) フローティングテーブル
- (7) 自動露出装置
- (8) FPD 搭載
- (10) テーブル短縮
- (11) テーブル延長
- (12) テーブル高さ変更
- (13) テーブルマット
- (14) サイドレール
- (15) 圧迫帯
- (16) 側面カセット受
- (17) 腕受け
- (18) 補助天板
- (19) ハンドグリップ
- (20) 電源ボックス
- (21) テーブルカバー

2) 電氣的定格

- (1) 定格電圧 直流 24V、
- (2) 電源入力 0.03kVA
- (3) 電撃に対する保護の形式による分類
クラス I 機器、永久設置形機器
- (4) 電撃に対する保護の程度による装着部の分類
B 形装着部を持つ機器

3) 本体寸法及び質量

- (1) 寸法 (mm) 幅 1800、高さ 1800、奥行 925
テーブル高さ 550
- (2) 質量 約 200kg（管球、絞りは除く）

4) 動作原理

X 線管装置（操作器、可動絞リ含む）の上下移動はカウンタ
バランス方式を採用し、左右移動はカセット受けと連動し
ます。

**【使用目的又は効果】

本装置は X 線管装置及び可動絞リを組合せることにより、
一般直接撮影、リーダー撮影等に使用する汎用 X 線診断装置用
非電動式患者台であり、X 線画像診断用を対象とする。

**【使用方法等】

1) 設置方法、組立方法

詳細は装置附属の技術マニュアルを参照のこと。

2) 使用方法

装置各ユニットを所定の位置に移動後撮影を行います。

- (1) X 線管装置（操作器、可動絞リ含む）の上下移動、左右
移動は操作器スイッチにより固定、解除を行い、手動にて
移動させます。
- (2) X 線管装置（操作器、可動絞リ含む）の回転はつまみ
により固定、解除を行い、手動にて回転させます。

**【使用上の注意】

* 1) 重要な基本的注意

- (1) 本装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び
爆発性の気体を使用しないこと。
- (2) 被検者、操作者、介助者は装置の可動部分や装置と壁や
床等に挟まれないように常に注意を払うこと。
- (3) 耐荷重 135kg を超える荷重をかけないこと。
135kg は附属品により異なる場合も有るため、取扱説明書
で確認すること。なお、耐荷重とは被検者体重、補助具
などの附属品等全ての重量を含む。テーブル上で心臓マ
ッサージなどの負荷をかけた場合には、テーブルが破損
するおそれがあります。
- (4) 高齢者、小児等、介助者が必要な場合の検査は介助者を
付けること。
- (5) 指定された機器以外の装置を接続した場合、所定の EMC
（電磁両立性）を発揮できないおそれがあるので指定機器
以外は接続しないこと。
- (6) 本装置の傍で携帯電話など電磁波を発生する機器の使用は、
装置に障害を及ぼすおそれがあるので使用しないこと。
- (7) テンパンはアルコール等揮発性の溶剤で拭かないこと。
ヒビ、割れの原因になります。布等に水、ぬるま湯、指定
の消毒液（逆性石鹼液）等を含ませて清掃をすること。

取扱説明書を必ずご参照ください。

****【保管方法及び有効期間等】**

1) 耐用期間

7年〔自己認証（当社データ）による〕
（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

2) 定期交換部品

押釦スイッチ

****【保守・点検に係る事項】**

〈使用者による保守点検（日常点検）〉

1) 目視による点検

（1）外観の確認

- ・装置の外観に異常がないことを確認すること。
- ・ケーブル、附属品などに損傷や磨耗がないこと。

（2）清浄性の確認

- ・清浄な状態であることを確認すること。
- ・装置に被検者の体液、血液、汚物及び造影剤などが付着していないこと。

（3）装置周辺の確認

- ・装置の妨げになる物がいないこと。

2) 機能の確認

（1）装置の正常状態の確認

- ・装置の正常状態、正常動作を確認すること。
- ・可動部の動作が正常動作であることを確認すること。
- ・異音、異臭がないことを確認すること。

〈業者による保守点検〉

1年を超えない一定期間ごとの定期点検を弊社または
弊社の指定する業者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：吉田電材工業株式会社

電話番号：048-955-2121

〔販売業者（販売店）〕

--

取扱説明書を必ずご参照ください。